

公 告

関税法第42条第1項の規定に基づき、下記のとおり保稅蔵置場として許可したので、同条第3項の規定により公告する。

記

1 被許可者の住所及び名称

東京都品川区東品川二丁目5番8号
E C L エージェンシー株式会社
(法人番号 : 4010701012181)

2 保稅蔵置場の名称及び所在地

E C L エージェンシー株式会社新門司第4ターミナル
福岡県北九州市門司区新門司北二丁目6番1号

3 保稅蔵置場の構造、棟数及び面積

野積場 1か所
 $19,373\text{m}^2$ (うち屋外 $19,373\text{m}^2$)

4 蔵置する貨物の種類

輸出入一般貨物

5 許可期間

自 令和4年6月1日
至 令和10年5月31日

令和4年5月16日
門司税関長 前川 隆一